

議案第 30 号

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項前段中「から第 13 条まで」を「、第 12 条」に改め、同項の表第 13 条の項を削り、同表第 39 条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する園長」に改める。

第 2 条 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項前段中「、第 12 条」を「から第 13 条まで」に改め、同項の表第 12 条の項の次に次のように加える。

第 13 条第 1 項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第 13 条第 1 項の表第 20 条第 1 項の項中「（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項後段中「同条中」を「同条第 1 項中」に、「「入所している」を「同条第 2 項本文中「入所している」に改め、「便所」」の次に「と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」」を加える。

附則第 8 項から第 11 項までを次のように改める。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 9 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
附則に次の2項を加える。
- 12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 13 第9項から前項までの規定により第5条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所有者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等

の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。